

近年の温泉法に係る話題等について

宮城県保健福祉部薬務課

1 近年の温泉法に係る話題

2 温泉法関係手続きについて

近年の温泉関係の話題①

温泉法の一部改正

(1) 平成19年10月20日施行

温泉成分の定期的な分析(10年ごと)、その結果に基づく揭示内容の更新の義務化

(2) 平成20年10月1日施行

可燃性天然ガスによる災害の防止

① 掘削・増掘時の可燃性天然ガス対策

② 採取時の可燃性天然ガス対策

近年の温泉関係の話題②

- (1) 温泉資源の保護に関するガイドライン(改訂)
(平成26年4月 環境省自然環境局)
- (2) 温泉法第18条第1項の規定に基づく
禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準の改訂
及び 鉱泉分析法指針(平成26年改訂)
(平成26年7月1日 環境省自然環境局長通知)
- (3) 温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)(改訂)
(平成26年12月 環境省自然環境局)
- (4) 逐条解説温泉法
(平成27年6月 環境省自然環境局自然整備環境担当参事官室編)

(1) 温泉資源の保護に関するガイドライン(改訂)

(平成26年4月 環境省自然環境局)

環境省HP (http://www.env.go.jp/nature/onsen/docs/hogo_guidelinekaitei1.pdf) に掲載

改訂の背景

○本ガイドラインについては、温泉を将来の世代においても引き続き利用できるよう、持続的な利用を可能とするための資源保護のあり方を示すものとして、都道府県に対する参考資料として、平成21年3月に策定。

○策定の際に少なくとも5年ごとに総点検を実施、随時更新を行うこととしていることを踏まえ、改訂が行われたもの。

主な改訂内容

- 図表, アンケート調査結果の情報更新
- 温泉の採取量に関する取扱等の項目追加
- 大深度掘削についての知見, 未利用源泉対策等課題への対応等
- 具体事例の追加, 表現の適正化 等

(2) 温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴 又は飲用上の注意の掲示等の基準の改訂 (平成26年7月1日 環境省自然環境局長通知)

改訂の背景

・昭和57年の「温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意決定基準」及び「温泉の適応症決定基準」策定以来、長い歳月が経過したことから、最新の医学的知見及び科学的根拠を反映することが求められた。

主な改訂内容

(1) 禁忌症の掲示基準

- ・一般禁忌症から「妊娠中(とくに初期と末期)」を削除
- ・飲用の禁忌症について、成分の濃度により区分けし、含有成分別禁忌症を追加

(2) 入浴又は飲用上の注意基準について

- ・入浴前・入浴方法・入浴後等に区分けし分かりやすく整理
- ・高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1人での入浴は避けることが望ましいこと 等

(3) 適応症の掲示基準

- ・一般的適応症の見直し
- ・泉質別適応症の見直し

(4) 逐条解説温泉法

(平成27年6月 環境省自然環境局自然整備環境担当参事官室編)

温泉法各条項に係る趣旨及び解説

環境省HP (<http://www.env.go.jp/nature/onsen/docs/chikujyo.pdf>) に掲載

策定の背景

- 「温泉法の解釈と運用」(厚生大臣官房国立公園部編)が昭和31年に出版されて以降、数次にわたって、本解説書の改訂がなされていたが、昭和61年に「逐条解説温泉法」(環境庁自然保護局施設整備課監修)が出版されて以降、国による温泉法に関する解説書が策定されていなかったこと。
- 近年では、再生可能エネルギーとして地熱発電が注目を集めていることから、このような状況に対応する必要があること。

第二章 温泉の保護等

一 土地の掘削許可

第三条 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を有する者でなければならない。

【趣旨】

本条は、温泉の掘削に関する許可について規定したものである。

温泉は、地下水の一種であり、したがって、温泉の利用関係は、私法上、土地の利用権の行使として把握することができる。しかし、温泉は、国民の保健休養上、極めて貴重な資源であるので、本条は温泉の掘削を都道府県知事の許可に係らしめ、濫掘による温泉源の損壊を防止しようとしたものである（第1項、第2項）。

我が国では、明治期に各県が定める警察取締令等により温泉の保護等が実施されていたものの、昭和22年に警察取締令が失効し、温泉の濫掘等が生じた。また、同年に制定された日本国憲法第29条では「財産権の内容は公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める」と規定されたことを踏まえ、土地所有権の制限となる温泉のゆう出目的の土地掘削を制限することは法律によらなければならなかった。これらの経緯を踏まえ、法第1条に規定された目的を達すべく本法が制定された。

【解説】

一 本条の「許可」は、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする」場合のみに適用となり、温泉をゆう出させようとする目的が

1 近年の温泉法に係る話題

2 温泉法関係手続きについて

2 主な温泉関係手続きと留意事項

- イ 温泉掘削許可申請
- ロ 温泉増掘又は動力装置許可申請
- ハ 温泉採取許可申請
- ニ 可燃性天然ガス濃度確認申請
- ホ 温泉利用許可申請と温泉成分等揭示届
- ヘ 宮城県温泉法施行条例に基づく手続き

イ 温泉掘削許可申請

温泉法(抄)

(土地の掘削の許可)

第3条 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を有する者でなければならない。

○申請に必要な書類(温泉法施行規則第1条第2項)

・温泉掘削許可申請書

添付書類

- 1 掘削しようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図
- 2 設備の配置図及び主要な設備の構造図
- 3 掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が次条各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- 4 次条第十号に規定する掘削時災害防止規程
- 5 前各号に掲げるもののほか、申請が法第四条第一項第一号 から第三号 までに該当するかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類
- 6 申請者が法第三条第二項 に規定する権利を有することを証する書類
- 7 申請者が法第四条第一項第四号 から第六号 までに該当しない者であることを誓約する書面

温泉掘削許可申請に係る留意事項

- 申請は随時受け付けておりますが、温泉法第32条に基づき、審議会等へ諮問を行う必要があります。
→ 宮城県の場合、通常6, 10, 2月に審議会を開催していますので、その約2ヶ月前を目処に申請をして下さい。
- 温泉法改正により、可燃性天然ガスによる災害防止対策が必要となりました。
→ 防止対策例 掘削場所付近での火気使用禁止 等
- 可燃性天然ガスの噴出のおそれの有無により基準が異なります。(敷地境界からの距離, 噴出防止装置等)
→ 掘削場所が可燃性天然ガスの噴出の恐れがあるかどうか、必ず申請前に薬務課又は県保健所に確認して下さい！
- 掘削・増掘の施工方法の変更で主要な方式を変更する際には、掘削施設等変更許可が必要となりました。
→ 施工方法(掘削の方式等)を変更する場合、必ず変更前に薬務課又は県保健所に確認して下さい！

可燃性天然ガスの噴出のおそれのある地域について

・温泉法施行規則第1条の2第1号に規定する可燃性天然ガスの噴出のおそれのある地域については、

○地質構造を示す資料、周辺のガスの発生状況（発生量の情報、噴出事例等）

○その他の情報（調査研究資料、「日本油田・ガス田分布図」（地質調査所（現・独立行政法人産業技術総合研究所）1976年）等）

から、都道府県知事が判断することとされていますので、該当するかどうかについては、事前に薬務課又は保健所に確認して下さい。

口 温泉増掘又は動力装置許可申請

温泉法(抄)

(増掘又は動力の装置の許可等)

第11条 温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

○申請に必要な書類(温泉法施行規則第6条)

・温泉増掘・動力装置許可申請書

添付書類

- 1 増掘又は動力の装置をしようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図
- 2 増掘にあつては、設備の配置図及び主要な設備の構造図
- 3 増掘にあつては、増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに増掘の方法が第一条の二各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- 4 第一条の二第十号の規定により作成した増掘に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程
- 5 前各号に掲げるもののほか、申請が法第十一条第二項において準用する法第四条第一項第一号から第三号まで又は法第十一条第三項において準用する法第四条第一項第一号若しくは第三号に該当するかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類
- 6 申請者が法第十一条第二項又は第三項において準用する法第四条第一項第四号から第六号までに該当しない者であることを誓約する書面

温泉増掘許可申請に係る留意事項

- 申請は随時受け付けておりますが、温泉法第32条に基づき、審議会等へ諮問を行う必要があります。
→宮城県の場合、通常6、10、2月に審議会を開催しているので、その約2ヶ月前までに申請をして下さい。
- 源泉の口元を切り下げる行為や口径を広げる行為も、増掘に該当します。
→源泉口元を変更する場合は、変更前に薬務課又は保健所に確認して下さい！
- 可燃性天然ガスの噴出のおそれの有無により基準が異なります。(敷地境界からの距離、噴出防止装置等)
→掘削場所が可燃性天然ガスの噴出の恐れがあるかどうか、必ず申請前に薬務課又は保健所に確認して下さい！
- 掘削・増掘の施工方法の変更で主要な方式を変更する際には、掘削施設等変更許可が必要となりました。
→施工方法(掘削の方式等)を変更する場合、必ず変更前に薬務課又は保健所に確認して下さい！

動力装置許可申請に係る留意事項

- ・ 申請は随時受け付けておりますが、温泉法第32条に基づき、審議会等へ諮問を行う必要があります。
→ 宮城県の場合、通常6, 10, 2月に審議会を開催しているので、その約2ヶ月前までに申請をして下さい。
- ・ 動力装置許可申請をする場合には、事前に源泉の能力を判断するために、「揚湯試験」を必ず行わなければなりません。
→ 宮城県の場合、揚湯試験実施する場合は、事前の「揚湯試験実施願」、終了後の「揚湯試験報告書」の提出が必要であると共に動力装置許可申請の添付資料としても必要です。
- ・ 既存動力より大きな能力の動力に変更させる行為や動力種類の変更により、揚湯量を増加させる行為などは、新たな許可の対象となります。
→ 必ず、動力を変更する前に薬務課又は保健所に確認して下さい！

ハ 温泉採取許可

温泉法(抄)

(温泉の採取の許可)

第14条の2 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所ごとに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。ただし、第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において採取する場合は、この限りでない。

- メタン濃度が基準値以上の温泉を採取するときは、安全対策を実施した上で温泉採取許可申請を行う必要があります。
- 可燃性天然ガス発生設備(源泉, ガス分離設備, これらからの排気口)が屋外か屋内かで、基準が異なります。

温泉を採取する事業者とは

- 温泉の採取を反復継続的に実施する者
- 旅館・公衆浴場の営業者以外にも、**自家用の目的での利用や、工業目的の利用も含まれます。**
- **掘削した自噴源泉**は、未利用であっても温泉の採取に該当します。

メタン濃度の測定

- 測定は温泉成分分析を行う、登録分析機関及び環境省の講習会を受講した計量証明事業者等が行うことができます。
- 水上置換法(50%LEL)、槽内空気濃度測定法(25%LEL)、ヘッドスペース法(5%LEL)があります。
- 基準値を超える場合には温泉採取許可、基準値以下であれば可燃性天然ガス濃度確認申請を行う必要があります(後述)。

可燃性天然ガス発生設備が 屋外にある場合（設備の基準）抜粋

- ガス分離設備の設置
- 適正な排気口の設置
- 周辺の立入禁止及び火気使用禁止措置
- 配線ケーブル等を通じた可燃性天然ガスの侵入の遮断 等

根拠条文 温泉法施行規則第6条の3

温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準

可燃性天然ガス発生設備が 屋外にある場合（採取方法の基準）抜粋

- 日常的な点検と結果の保存（2年間）

月1回以上，可燃性天然ガス発生設備の異常の有無を目視で点検

貯湯タンクに水位計がある場合，月1回以上損傷の有無を点検

- 災害防止規定（安全担当者の選任，点検項目・方法，非常時の措置等について）を作成し，採取の場所に備える必要があります。

根拠条文 温泉法施行規則第6条の3

温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準

可燃性天然ガス発生設備が 屋内にある場合（設備の基準）抜粋

- ガス分離設備の設置
- 適正な排気口の設置
- 可燃性天然ガスの漏出の防止
- 換気設備の設置
- ガス警報設備の設置と温泉の採取の停止
- 立入禁止及び火気使用禁止措置
- 電気設備の防爆化
- 配線ケーブル等を通じた可燃性天然ガスの侵入の遮断
- 携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器 等

根拠条文 温泉法施行規則第6条の3

温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準

可燃性天然ガス発生設備が 屋内にある場合（採取方法の基準）抜粋

- **日常的な点検と結果の保存（2年間）**
月1回以上、可燃性天然ガス発生設備及び換気設備の異常の有無を目視で点検
貯湯タンクに水位計がある場合、月1回以上損傷の有無を点検
- **1日1回以上、携帯型可燃性天然ガス測定器での点検**
- **災害防止規定**（安全担当者の選任、点検項目・方法、非常時の措置等について）を作成し、採取の場所に備える

根拠条文 温泉法施行規則第6条の3

温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準

温泉採取許可の承継

- 法人の場合

合併・分割前に、温泉採取許可法人合併・分割承認申請を行い、承認を受けることができる

- 個人の場合

相続から60日以内に、温泉採取許可事業継続承認申請を行い、承認を受けることができる

温泉採取の事業を廃止したとき

- 温泉採取事業廃止届（温泉採取許可及び可燃性天然ガス濃度確認が必要）
- 温泉採取許可を受けていた場合の添付書類
 - ①温泉のゆう出路の埋戻しの状況を表示した図面
 - ②温泉のゆう出路の埋戻しの状況を現した写真

二 可燃性天然ガス濃度確認申請

温泉法(抄)

(可燃性天然ガスの濃度についての確認)

第十四条の五 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が可燃性天然ガスによる災害の防止のための措置を必要としないものとして環境省令で定める基準を超えないことについて、環境省令で定めるところにより、**都道府県知事の確認を受けることができる。**

- メタン濃度が基準値未満の温泉を採取するときは、温泉採取許可を受けないで、当該確認を受けることができます。
- **温泉を採取する事業者は、採取許可又は可燃性天然ガス濃度確認のいずれかが必ず必要となります。**

可燃性天然ガス濃度確認を受けた者の の地位の承継

- 温泉採取の事業の譲渡，法人の合併・分割、
相続により事業を承継するときは、可燃性天
然ガス濃度確認承継届を提出
- 地位を承継した者は、遅滞なく届出

木 温泉利用許可申請と温泉成分等揭示届

温泉法(抄)

(温泉の利用の許可)

第15条 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

(温泉の成分等の揭示)

第18条 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を揭示しなければならない。

- 1 温泉の成分
- 2 禁忌症
- 3 入浴又は飲用上の注意
- 4 前3号に掲げるもののほか、入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるもの

- 旅館や公衆浴場で温泉を浴用・飲用に供する場合に必要(足湯も含む。)
- 浴室ごとに温泉利用許可申請と温泉成分等揭示届の提出が必要
- 利用施設や利用場所を改造, 改修, 利用源泉の変更は新規の許可が必要になる場合があるため事前に管轄の保健所に相談
- 定期的な(10年ごと)温泉成分の分析と揭示内容の更新の義務化
- 再分析後も揭示届の提出が必要

温泉利用許可の承継

- 法人の場合

合併・分割前に、温泉利用許可法人合併・分割承認申請を行い、承認を受けることができる

- 個人の場合

相続から60日以内に、温泉利用許可事業継続承認申請を行い、承認を受けることができる

温泉の利用を廃止したとき

- 利用廃止の日から10日以内に温泉利用廃止届の提出が必要
- 添付書類 温泉利用許可済証
 - ※仙台市の場合は温泉利用許可指令書
若しくは許可指令書紛失届も必要

へ 宮城県温泉法施行条例に基づく手続き

- 温泉ゆう出地取得届(第9条)
- 温泉ゆう出地等変更届(第10条)
- 温泉しゅんせつ届・温泉しゅんせつ完了届(第13条)
- 廃孔届(第14条)

温泉ゆう出地取得届

- 温泉のゆう出地を売買等で取得した場合や、新規掘削工事が完了し温泉がゆう出した場合に提出が必要です。
- 添付書類
 - 温泉ゆう出地の登記事項証明書
 - 温泉分析書の写し
 - 登記事項証明書(法人の場合)

温泉ゆう出地等変更届

- 次の事項に変更があったときは、温泉ゆう出地所有者は速やかに温泉ゆう出地等変更届を提出して下さい。

- ①温泉ゆう出地所有者の住所，氏名（法人の場合は，主たる事務所の所在地，名称，**代表者**氏名）
- ②温泉ゆう出地の地目又は地番
- ③源泉の名称
- ④源泉の口径，深度
- ⑤動力装置の種類又は出力

※④，⑤は温泉しゅんせつ届の提出も必要です。また，許可が必要な場合がありますので，事前に御相談ください。

温泉しゅんせつ届

- しゅんせつとは
現に温泉を採取している源泉を維持管理する行為（孔内スケール除去，水中ポンプ交換等）。
- 工事を始める**10日前まで**に提出してください。
- 工事を始めるときは，しゅんせつの**標識**を掲示する必要があります（完了まで）。
- しゅんせつ時には温泉監視員が現地調査を行います。

0.5m以上				
温 泉 し ゅ ん せ つ 届 出 済				
届出年月日	年 月 日			
しゅんせつの種別				
温泉ゆう出地の地番				
源泉の名称				
源 泉 ,	口 径	深 さ	方 位	角 度
	mm	m	N- °	°
動力の装置等の	原 動 機 部		揚湯機構部	
	種 類			
状 況	出 力	k W	k W用	
着手予定年月日	年 月 日			
完了予定年月日	年 月 日			
工 事 施 行 者	住 所			
	氏 名			
工 事 請 負 人	住 所			
	氏 名			

0.5m
以上

(注) 容易に損壊しない材料をもって作成すること。

温泉しゅんせつ完了届

- 温泉しゅんせつ工事完了後**10日以内**に提出してください。
- 完了時の写真，図面，ケーシングプログラムを添付してください。

廃孔届

- 源泉を廃孔するとき、提出してください。
- 廃孔は、ケーシング管を地表下位1m程度まで切り下げ、ケーシング管内に砂れき等を投入し、切り下げ部分をコンクリート等で固め、地表を土砂で覆う工法等で行ってください。

温泉掘削等工事に関する指針 第10

- 廃孔工事には温泉監視員が立ち会います。

未利用状態の源泉について

長期間ゆう出を停止している状態の未利用源泉については、環境への影響及び災害防止の観点から廃孔をしなければなりません。

宮城県温泉保護対策要綱(抄)

- 第8 掘削、増掘及び動力装置（以下「掘削等」という。）を完了した温泉は、原則として1年以内に利用を行わなければならない。
- 2 未利用のまま、1年以上経過した源泉については、放流を停止する等の措置を講じなければならない。
- 3 未利用のまま、2年以上経過した源泉については、源泉の廃止をする等の措置を講じなければならない。

その他

東日本大震災に係る手数料の免除について

- 東日本大震災によって、源泉や利用施設等が被災し、新たに許可の取り直しが必要になった者が対象
- 免除対象：温泉掘削等許可，温泉採取許可，可燃性天然ガス濃度確認，温泉利用許可 等
- 通常の申請書類の他，手数料減免申請書，り災証明書等の提出が必要
- 詳しくは，薬務課または保健所へ
- 平成29年3月31日まで

宮城県薬務課ホームページURL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/>

宮城県の温泉相談窓口

名称		担当班	電話番号	所管区域
薬務課		薬事温泉班	022-211-2652	※仙台市内の源泉
仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)		獣疫薬事班	0224-53-3119	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町
仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)		食品薬事班	022-363-5505	塩竈市, 多賀城市, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町
	岩沼支所	食品薬事班	0223-22-6294	名取市, 岩沼市, 亶理町, 山元町,
	黒川支所	食品薬事班	022-358-1111(代表)	大和町, 大郷町, 富谷町, 大衡村
北部保健福祉事務所 (大崎保健所)		獣疫薬事班	0229-87-8001	大崎市, 加美町, 色麻町, 涌谷町, 美里町
	栗原地域事務所 (栗原保健所)	食品薬事班	0228-22-2115	栗原市
東部保健福祉事務所 (石巻保健所)		獣疫薬事班	0225-95-1475	石巻市, 東松島市, 女川町
	登米地域事務所 (登米保健所)	食品薬事班	0220-22-6120	登米市
気仙沼保健福祉事務所 (気仙沼保健所)		食品薬事班	0226-22-6615	気仙沼市, 南三陸町

※仙台市内の温泉利用施設に関する窓口: 仙台市健康福祉局保健所生活衛生課